

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 群馬県 伊勢崎市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
31,610	5,912	2,569	40,091

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	70,108	66,537	3,571	3,404	2,102	63,816	
学校給食センター事業費特別会計	1,799	1,771	28	28	799	-	
一般会計等	70,624	67,025	3,599	3,433		63,816	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	20,244	19,643	601	601	1,457	-	-	
介護保険特別会計	11,110	10,986	124	124	1,730	14	14	
後期高齢者医療特別会計	1,556	1,541	15	15	422	-	-	
老人保健特別会計	29	24	5	5	2	-	-	
小型自動車競走事業費特別会計	18,891	18,646	245	245	-	-	-	
水道事業会計	3,793	3,783	9	3,321	59	14,919	224	法適用企業
病院事業会計	12,486	12,758	272	4,299	907	14,723	9,938	法適用企業
介護老人保健施設事業会計	218	218	0	159	-	-	-	法適用企業
訪問看護事業会計	54	45	9	65	-	-	-	法適用企業
農業共済事業会計	192	178	14	532	50	-	-	法適用企業
下水道事業費特別会計	4,444	4,290	155	150	1,341	20,028	14,020	
農業集落排水事業費特別会計	611	572	38	38	418	5,365	4,801	
公営企業会計等 計				9,554		55,049	28,997	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づき(も)であり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。  
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。  
5. 純損益(形式収支)は総収益(歳入)から総費用(歳出)を差し引いたものであり、端数処理の関係で資金剰余額/不足額(実質収支)と一致しない項目がある。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
群馬県市町村総合事務組合	9,253	8,746	506	506	1,400	-	-	
群馬県市町村会館管理組合	243	211	32	32	-	-	-	
群馬県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,789	1,761	28	28	-	-	-	
群馬県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	184,997	179,871	5,126	5,126	2,850	-	-	
一部事務組合等 計				5,692		0	0	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
伊勢崎市公共施設管理公社	20	74	10	-	-	-	-	-	
伊勢崎市体育協会	0	107	70	3	-	-	-	-	
さかいづくりまちづくり基金財団	4	197	160	-	-	-	-	-	
伊勢崎市土地開発公社	18	580	12	-	-	1,064	-	768	
地方公社・第三セクター等 計			252	3	-	1,064	-	768	

(注) 1. 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。  
2. 「地方公社・第三セクター等 計」は、公社・第三セクター毎に端数処理を行っているため、縦計と一致しない場合がある。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,547	2,931	1,384
減債基金	276	267	9
その他充当可能基金	3,633	6,125	2,492
充当可能基金計	5,456	9,323	3,867

(注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。  
2. 「充当可能基金計」は、基金区分毎に端数処理を行っているため、縦計と一致しない場合がある。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計)	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.59	8.56	0.03	11.46	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	31.23	32.39	1.16	16.46	40.00	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	9.1	8.4	0.7	25.0	35.0	介護老人保健施設事業会計	-	-	-
将来負担比率	94.6	77.5	17.1	350.0		訪問看護事業会計	-	-	-
財政力指数	0.90	0.89	0.01			農業共済事業会計	-	-	-
経常収支比率	94.0	92.2	1.8			下水道事業費特別会計	-	-	-
						農業集落排水事業費特別会計	-	-	-

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。  
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。  
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。